

検討結果報告書

令和 5 年 8 月 30 日

国立大学法人 北海道国立大学機構
小樽商科大学 不正行為事案対応検討委員会

1. 不正行為事案対応検討委員会設置の経緯

令和2年9月12日付けの北海道新聞の記事において発覚した、本学元職員（以下「元職員」という。）による不正行為事案について、本件不正行為に係る事実関係の解明・調査をするために調査委員会を設置し調査を開始するとともに、再発防止策を策定するため、リスクマネジメント委員会の下に「不正防止対策検討専門部会」を設置し再発防止策を決定し各防止策を実施した。その後、調査委員会による調査が終了し、令和4年11月17日付けで、調査委員会委員長から学長に対し最終調査報告書（以下「調査報告書」という。）が提出された。この調査報告書等を踏まえ、本件に係る今後の対応を検討するため、学長の下に不正行為事案対応検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

2. 委員会の任務

本委員会は、本件不正行為事案に係る以下の事項を協議することを任務とする。

- (1) 本件不正行為事案に係る本学の対応方針について
- (2) 学内の契約業務の再確認及び再発防止策に係る取り組みの検証について
- (3) 管理者責任について
- (4) その他本件不正行為事案に係る対応等について

3. 委員会の構成

本委員会の構成は、次のとおりである。

委員長	江頭 進	副学長（総務担当）
委員	才原 慶道	企業法学科・教授
委員	深田 秀実	社会情報学科・教授、情報総合センター長
委員	市原 啓善	商学科・准教授
委員	齊藤 大輔	事務部長（令和5年4月より）
委員	田中 智雄	事務部長（令和5年3月まで）
委員	小島 清志	企画総務課長
委員	高野 直樹	学術情報課長
委員	木村 勉	管理課長
オブザーバー	関口 正雄	弁護士（関口・鷺見法律事務所）
オブザーバー	藤田 美津夫	弁護士（藤田・荒木・村本法律事務所）

4. 委員会による審議状況

- ① 令和4年度第1回（令和5年3月31日開催）
 - 議題 1. 各契約等に係る妥当性の確認等について
 - 2. 訴訟対応について

- ② 令和5年度第1回（令和5年6月14日開催）
 - 議題 1. 訴訟対応について
 - 2. 元職員に係る懲戒審査について

- ③ 令和5年度第2回（令和5年8月30日開催）
 - 議題 1. 検討結果報告書（案）について

5. 本件不正行為について判明した事実〈調査報告書（令和4年11月17日付）

より〉

調査期間：令和2年9月15日より令和4年11月17日まで

調査結果：

本件不正行為は、本学元職員が、本学在職中のうち、平成11年3月から平成29年5月までの間に、大学の業務を取引業者Aに不正発注することで、現金等を着服していたというものである。本件不正行為は、大きく分けて次の3つの期間においてそれぞれの手口により行われていた。

なお、各項目で「年月」表記と「年」のみの表記が混在するが、「年」のみ表記の項目があるのは、本委員会の調査で「月」までは特定することはできなかったためである。

(1) 平成11年3月から平成23年10月までの間

本学元職員は、平成11年3月から平成23年10月までの間に、本学と取引業者Aとの間で、見積金額の水増し、他の取引への混ぜ込み等により、会計書類に記載されないPC等の物品を発注し納品させた。当該契約に係る代金は大学に支払わせ、納品された物品は元職員が受領し、東京の業者（4社）に郵送で売却することで売却代金を口座に入金させ受領していた。

本学元職員が当該業者から受領した金額は、平成11年3月から平成14年までに売却回数6回分の計2,697,300円、平成18年に3,761,000円、平成19年に2,505,000円、平成20年に2,095,000円、平成21年に2,380,000円、平成22年に5,325,000円であり、合計18,763,300円であることが明らかになった。

本学元職員は、取引業者Aの元社員に対して、「大学の業務でノート PC が必要だが、予算が下りないから、発注して納品を受けた事実を、発注書（注文書）等には明記せず、大学が取引業者Aに発注するシステム保守案件に混ぜ込む形でノート PC を納品してほしい」と依頼していた。なお、取引業者A元社員は、大学の業務で使用する物品との認識であり、本学元職員が物品を売却し現金を着服する目的とは知らなかった。また、当該不正行為は、平成 11 年 3 月から始まり、平成 23 年 10 月に本学元職員元職員が所轄税務署から所得税の税務調査を受けたことを契機に終了した。

上記の事実は、北海道警察、検察官、裁判官による本学元職員への聴取で明らかになったものである。ただし、本学と取引業者Aとの取引において、本学元職員が行ったと疑われる混ぜ込み等の不正取引は、有形納入物品ではなく、役務提供契約において行われており、本学で保存されている会計書類上では、適正な発注及び検収が行われたことが偽装されていたため、会計書類から混ぜ込み等の不正取引を特定・立証することは不可能である。

しかし、本学元職員は、取引業者A元社員の業務上横領事件の公判において検察側の証人として出廷し、上記の不正行為を認める証言を行い、あわせて、本調査委員会が実施した本学元職員への書面調査でも認めていることから、本調査委員会では、本学元職員による上記の不正行為と、この間に本学が被った損害と認められる金額が少なくとも 18,763,300 円であることを結論付ける。

(2) 平成 24 年から平成 27 年までの間

本学元職員は、自身が平成 23 年 10 月に所轄税務署から受けた税務調査を契機に上記(1)の不正を終了したものの、追徴課税の原資を捻出するために現金を欲し、物品ではなく、取引業者A元社員から現金を受け取る方法に変更した。本学元職員は、取引業者A元社員から「今後は、混ぜ込みの形でデジカメ等を渡すのではなく、保守契約の 2 割から 3 割を現金で渡す」との提案を受け、平成 24 年から平成 27 年までの間に、400 万円から 500 万円の現金を受領した。

取引業者A元社員が現金を捻出した手口は次のとおりである。取引業者A元社員は、本学と取引業者Aとの役務提供取引において、取引業者AからO社に委託する架空の役務取引を偽装し、取引業者AからO社に代金を支払わせた。取引業者A元社員は、O社に対して、架空の役務が記載された取引業者Aへの請求書を偽装させる一方で、請求書には記載されていないノート PC やデジカメ等の物品をO社から取引業者A元社員に納品させた。取引業者A元社員は、O社から納品を受けた物品をW社に売却し現金を得ていた。取引業者A元社員が、取引業者Aと本学との取引を利用して、取引業者AとO社との間で偽装した取引総額は、平成 24 年から平成 27 年の間で約 3,600 万円であり、そのうち 400 万円から 500 万円の現金が、取引業者A元社員から本学元職員にわたっていた。

なお、本学と取引業者Aとの取引については、本学で保存されている会計書類上では、適正な発注・検収が行われたことが記載されており、本学と取引業者Aとの取引におい

て、金額の水増しや役務取引名の偽装等の不正取引の存在や、本学元職員の関与をうかがわせる記録は残っていない。また、本学元職員が受領した現金の金額についても、書類等の記録が存在せず、本学元職員の記憶のみであり、かつ、その記憶も受取回数が10回未満ということのみで、受取場所の記憶も曖昧で特定は不可能である。

(3) 平成27年から平成29年5月までの間

本学元職員は、平成27年から平成29年5月までの間に、本学と取引業者Aとの間で、システム保守契約等に関係しないPC等の物品を、当該保守契約に混せて納品させていた。納品させていた物品は、デジカメ、メモリ、ノートPC、デスクトップPC、モニター、ビデオカメラ、タブレット（端末・カバー）、ソフトウェア、携帯利用料等である。ただし、当該取引は不適切な取引とはいえものの、この間に受領した物品については、本学業務に使用しており、元職員が私的に流用したこと及び本学が被った損失を示す証拠は得られていない。

6. 本委員会による調査等について

本委員会では、調査委員会による調査報告書を踏まえ、学長からの指示に基づき本委員会の任務に掲げられた事項を検討するため、以下の調査等を行った。

(1) 元職員による他の不正行為の調査

元職員に対する民事・刑事両面での訴訟提起を検討するため、取引業者Aの元社員による業務上横領事件の公判で明らかになった不正行為以外に元職員による不正行為がないか調査する。

<元職員へのヒアリング調査>

令和4年2月に元職員に対する書面調査を実施したが、精緻な回答が得られなかったため対面による調査協力を依頼（令和5年6月21日付けで発送）したところ、元職員から同年6月28日付けの手紙において「私は現在も体調不良により自宅療養中です。経年による記憶等も曖昧になっており、対応することが困難な状態です。」との回答であった。

<各契約等に係る妥当性の確認>

元職員の在職期間における個別の契約について、本件不正行為事案の発覚時点で保存されていた会計書類を手掛かりに通常の金額と比して本学で契約した金額が妥当なのかどうかの再検証を行った。

<取引業者Aへの調査協力依頼>

本件不正行為事案に係る取引業者Aに対して、本学とのこれまでの契約について、今回の裁判で明らかになった事案以外で、国家公務員倫理規程に規定される不適切な行為の有無に係る書面調査を実施したところ、令和5年7月18日、同社の代理人弁護士から本学代理人弁護士に書面調査に対する回答があった。

<取引業者Bへの調査協力依頼>

元職員と共謀して不正行為を働いていた取引業者A元社員が転職した取引業者B（元社員が業務上横領で逮捕されるまで在職）についても、元職員からの不正行為の働きかけの有無等について書面調査を実施したところ、令和5年8月1日、同社の代理人弁護士から本学代理人弁護士に書面調査に対する回答があった。

<取引業者へのヒアリング調査>

平成11年度以降、継続的な取引があり、1千万円以上の年間取引がある業者19社に対し、国家公務員倫理規程に規定される禁止行為の有無に係る聞き取り調査を一斉に実施した。

(2) 他の職員による他の不正行為の調査

元職員による不正行為と同様、他の職員による不正行為がないか調査する。

<取引業者Aへの調査協力依頼>、<取引業者Bへの調査協力依頼>、<取引業者へのヒアリング調査>により、国家公務員倫理規定に規定される禁止行為の有無に係る調査をしたところ、該当する行為は無い旨の回答を得た。

7. 本委員会による検討結果について

(1) 本学の対応方針について

① 元職員に対する訴訟対応

国立の高等教育機関（大学）という公的機関である本学において、本件のような他に類を見ない不正行為事案が発生したことの重大性に鑑み、本学は内外に対し毅然とした対応を示すことが求められ、かつ、国民全般に説明責任を負う必要があることから、本学元職員に対する民事・刑事双方での訴訟提起を行うべきと考えられる。

① -1 民事

この前提のもと、元職員への民事上の損害賠償請求額は、取引業者A元社員の業務上横領事件の公判における元職員の証言等により、平成11年3月から平成23年10月までの間に、本学と取引業者Aとの間で見積金額の水増し及び他の取引への混ぜ込み並

びに架空案件利用により、会計書類に記載されない PC 等の物品を発注し納品させ、東京の業者に売却して受領していた金額 18,763,300 円に加え、平成 24 年から平成 27 年までの間に、取引業者 A 元社員から受領した金額 (400 万円から 500 万円) のうち少なくとも 400 万円は、労働契約上の債務を履行せず、不正に金品を着手していることから、債務不履行による損害賠償 (民法第 415 条) として合計 22,763,300 円とするのが妥当であると考えられる。

なお、本件不正行為事案に関わる相手先企業である取引業者 A 及び取引業者 B に対しては、過剰な経費を上乗せした契約額であったとしても、本件の発生から時間が経過しており、関係書類が残っておらず確認ができないため、訴訟提起は困難と考えられる。

① -2 刑事

民事上の損害賠償請求と同様、本学の毅然とした姿勢を示すことは必須であるため、刑事訴訟については、現在、時効成立前の契約について取引業者 B の回答を踏まえ警察と連携して対応すべきと考えられる。

② 元職員の退職手当の返納請求

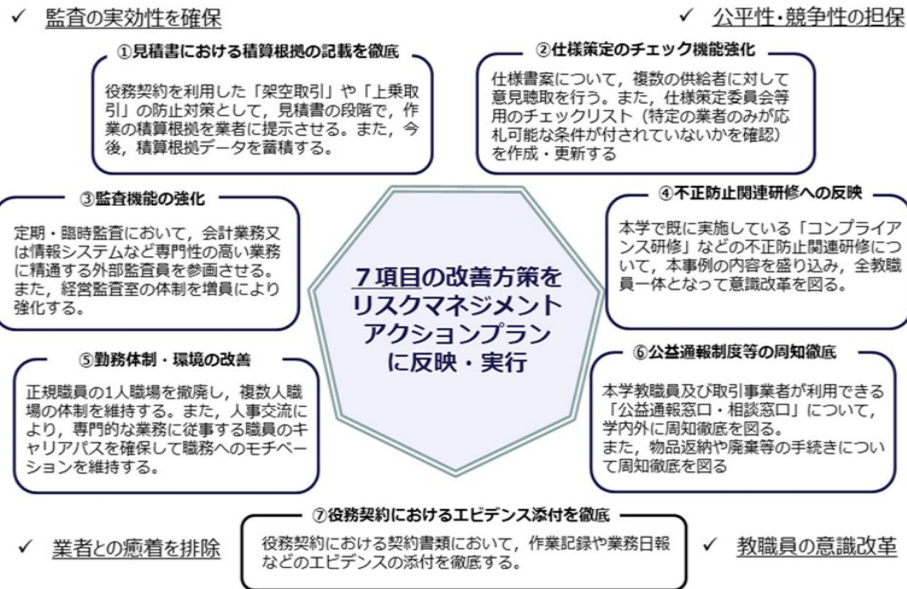
元職員に対しては、定年退職時に退職手当を支給してから既に 5 年以上経過しており、就業規則上による懲戒解雇相当となった職員に対する返還命令はできないが、懲戒審査委員会において懲戒解雇相当と決定されれば、退職手当の自主返納を請求すべきと考えられる。

(2) 学内の契約業務の再確認及び再発防止策に係る取り組みの検証について

今回不正行為が生じた背景は、情報総合センターの事務業務を正規職員としては元職員が一人で担当していたことにより、チェック体制が十分とは言えず、元職員が担当している契約にある不正行為を見落としていたことに起因している。

これらを踏まえて本件不正行為事案の発生後、本学で直ちに発足した不正防止対策検討専門部会で令和 3 年 5 月に再発防止策を取りまとめ、再発防止策を踏まえて令和 3 年 12 月の組織改変による組織上の複眼的チェック体制の拡充、証拠添付の徹底など、以下のとおり再発防止に向けた改善方策を実施している。

再発防止に向けた改善方策



(3) 管理者責任について

管理者である本学役職員について、本件不正行為事案により、過剰な経費が上乗せされ契約した平成11年度から平成29年度の間、学長、総務・財務担当副学長、情報処理（総合）センター長、事務局長、元職員の上司に当たる関係課長等の管理者責任について検討した結果、損害額が多大なものであることや、国立大学で発生した社会的にも重大な事案であること、更には本学の組織体制が必ずしも十分であったとは言えないことなどから、不正行為が生じた期間の学長、総務・財務担当副学長、情報処理（総合）センター長、事務局長、当時の元職員の上司に当たる関係課長には、本件不正行為事案を発生させた責任の一端はあるものと考えられる。

また、元職員の退職時や令和2年9月の公判で不正行為が明らかになった以降の対処について、刑事事件の時効により罪に問えない不正行為が発生していること、退職手当の返還命令が出来る期間で対処できなかったこと、等について対応が適切であったのかも精査する必要がある。

以上